

岩手県告示第251号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（平成24年岩手県告示第552号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成25年4月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 盛岡市、宮古市、岩手郡雫石町及び岩手郡滝沢村
- 2 実施した期間 平成24年10月1日から平成25年3月8日まで
- 3 実施した基本測量の種類 基本測量（電子基準点付属標高取付業務）